

# 電子交付サービス 帳票交付方法変更依頼書（兼預金口座振替依頼書）

京都中央信用金庫 御中

電子交付サービス対象帳票の交付方法、郵送交付手数料引落しについて、以下の通り依頼します。

		お申込日	西暦	年	月	日
住所	当金庫にお届けのご住所をご記入ください。					
氏名	法人のお客様は代表者の方の肩書きとお名前もご記入ください。					

## 1. 依頼内容（該当欄に「○」をご記入ください。）

<input type="checkbox"/>	郵送交付の追加を依頼します。	<input type="checkbox"/>	郵送交付の停止を依頼します。
<input type="checkbox"/>	手数料引落口座の変更を依頼します。		

また、郵送交付に際し、当社（私）が支払うべき手数料は、次のとおり取り扱ってください。

- ① 郵送交付にかかる貴金庫所定の手数料は、対象帳票作成基準日の翌月10日（金庫休業日の場合は翌営業日）に、下記3.の手数料引落口座から引落してください。
- ② 手数料の引落しに際しては、普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず普通預金通帳および普通預金払戻請求書または当座小切手の提出をいたしません。
- ③ 預金口座の残高が引落日において貴金庫所定の手数料に満たないときは、ただちに不足分を入金します。この場合は、引落日以外であっても、この預金口座振替依頼によって引落しされても異議ありません。
- ④ 貴金庫に支払うべき手数料を延滞したときは、貴金庫の判断で郵送交付を取り止めても異議を申し出ません。
- ⑤ 本取り扱いに関し、万一紛争が生じたときは、貴金庫の責によるものを除き、すべて当社（私）においてその責を負い、貴金庫に一切ご迷惑、ご損害はかけません。

## 2. 電子交付対象帳票および手数料金額

対象帳票および手数料の金額について、貴金庫ホームページ掲載内容を確認しました。

次の事項について、承諾いたします。

- ① 対象帳票すべてに郵送交付が追加され、手数料が発生すること。
- ② 対象帳票および手数料の要否・金額について変更となる場合があること。
- ③ 上記②の変更については、貴金庫ホームページに掲載されること。

## 3. 手数料引落口座（依頼内容が「郵送交付の追加」または「手数料引落口座の変更」の場合はご記入ください。）

手数料引落指定口座 (ご依頼人本人名義)	店番	科目	口座番号	お届け印
		普通 当座		

### 【金庫使用欄】

- ・ 郵送交付の追加の場合、業務推進コードと後納扱いの登録をする。  
(減免措置の対象先の場合、業務推進コードのみを登録をする。)
- ・ 郵送停止の場合、業務推進コードと後納扱いを取消をする。
- ・ 手数料引落口座変更の場合、後納扱いの変更をする。

【画面0140】顧客項目 登録・取消  
 [項目区分]35:業務推進コード [内容1] 0360:DM郵送希望  
 【画面0440】後納扱い 登録・変更・取消  
 [後納種別コード]60 電子交付DM発行手数料

店番	顧客番号
<input type="text"/>	<input type="text"/>
受付日	
取扱店	
検印	印鑑照合
	係印
	受付

(保存期間：停止日より1年) (2025.03改訂)